

保護者様

習志野市立袖ヶ浦東小学校

校長 瀬山英樹

天候悪化等への対応について

天候が悪化した場合は以下のように対応しますので、御理解と御協力をお願いします。
「当日の朝の登校について、保護者の判断を可とする場合」を確認いただき、子どもの安全を第一に対応するようお願いします。

1 前日までの対応について

- (1) 前日（休日が間に入る場合は休前日）9：00までに、校（園）長会と市教育委員会学校教育課との協議で、翌日（休日の翌日）の給食の有無を決定します。
※給食食材納品中止の都合上、給食の有無は、この段階で決定されます。
- (2) 前日12：00（正午）に、校（園）長会と市教育委員会学校教育課との協議で、翌日の対応について決定します。
- (3) 御家庭には以下の方法で連絡します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 児童を通じて、文書で連絡します。② 前日13：00（午後1時）以降 学校から「緊急連絡メール」を送信します。
※休日の場合は、②のみの対応となります。
《 連絡する内容について（例） 》<ul style="list-style-type: none">・明日は「臨時休業となります。」・明日は「登校時刻を変更し、〇〇時登校とします。」・明日は「通常通りの登校です。」・明日は「給食はなく、弁当持参となります。」 |
|--|

2 当日の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。
- (2) 前日に「通常通り」と連絡したにも関わらず、午前6時の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合は、自宅待機とします。
 - 警報が解除され登校が可能となった場合は、「緊急連絡メール」で登校を可能とする時刻と授業開始時刻をお知らせします。
 - 午前10時の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とし、再度、「緊急連絡メール」でお知らせします。

(3) 当日の朝の登校について、保護者の判断を可とする場合

次の①～③の場合は、臨時休業とはなりません、実際の天候状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。

- ①台風・強力な低気圧の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合
- ②急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合
- ③その他 通学路において、安全が確保されていない場合

【留意点】

- 登校を控える場合は、**学校にさくら連絡網で連絡をしてください。**
- 気象情報（警報等）が発令されているかどうかの確認は、**保護者が行ってください。**
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合には、**遅刻・欠席扱いとはしません。**

3 その他

(1) 児童在校時の下校についての措置について

児童が学校にいるとき、警報・注意報が発令されている場合や発令が予測される場合には、第三中学校学区内の各学校で情報交換して、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。

(2) 給食の対応

給食が中止となった日の必要な給食費は、徴収させていただきます。

(3) 各種注意報、警報等の地域区分等

○気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。習志野市は、単独で「二次細分区域」になります。また、習志野市は「市町村をまとめた地域」の東葛飾に含まれます。

○気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(4) 臨時休業、一部休業となった場合の放課後児童会の対応

- 放課後児童会は、**当日の午前8時の開設に向けて準備を行います。**
※放課後児童会の支援員が到着するまでは、児童は校内で預かります。
- 給食が中止となっている場合は、**弁当を持たせてください。**
- 登室する場合は、**必ず保護者の付き添いをお願いします。**

5 緊急連絡メールについて

保護者の皆様に迅速に情報をお伝えするために「緊急連絡メール」を利用しています。登録がお済みでない方や機種変更等をされた方は、登録の確認をお願いします。